

特別企画 : 最低賃金改定に関する東北 6 県企業の意識調査 (2018 年)

企業の 45.9%が給与体系見直し

～ 最低賃金改定、消費回復には 6 割が「効果なし」と認識 ～

はじめに

2018 年 10 月 1 日～中旬にかけて、最低賃金が改定された。前回 2016 年度 (2016 年 10 月) 以来 2 年ぶりとなった 2018 年度の最低賃金の改定は、政府が「未来投資戦略 2018」(成長戦略) や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(骨太の方針) などで、年率 3%を目途として、全国加重平均 1,000 円を目指すなかで、最低賃金が時給で決まるようになった 2002 年度以降で最高額の引き上げ額となった。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている¹。

そこで、帝国データバンクは、最低賃金の引き上げに関する企業の見解について調査を実施した。本調査は、TDB 景気動向調査 2018 年 9 月調査とともに行った。なお、最低賃金改定に関する調査は、前回改定時の 2016 年 9 月調査に続き 2 回目。

※調査期間は 2018 年 9 月 13 日～9 月 30 日、調査対象は 1438 社で、有効回答企業数は 612 社 (回答率 42.6%)。

調査結果 (要旨)

1. 最低賃金の改定を受けて自社の給与体系を「見直した (検討している)」企業は 45.9%。「見直していない (検討していない)」は 40.0%。2016 年 9 月時点と比較して、「見直した」企業の割合は 10.3 ポイント増と、最低賃金改定が従来よりも給与体系を見直すきっかけとなっている
2. 採用時の最も低い時給は、東北 6 県別では「宮城」約 926 円が最高となり、「秋田」約 892 円が唯一 800 円台で最も低かった。業界別では『金融』『建設』『サービス』の順で高かった。
3. 今回の最低賃金の引き上げ額について、「妥当」が 44.6%で最も多い。「低い」(16.2%) および「高い」(12.4%) を大きく上回る。ただし、消費回復への効果については、「ない」とする企業が 59.0%で約 6 割となり、「ある」と考える企業は 9.2%にとどまる
4. 企業の 82.0%で 2018 年度の賃上げを実施。賃上げを行っていない企業は 13.6%にとどまる。内容は「定期昇給」が 58.5%で最も多く、「ベースアップ」(36.9%) や「賞与 (一時金)」(31.7%) は 3 社に 1 社で実施

¹ 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。改定後の最低賃金は全国平均で 2017 年度より 26 円引き上げられ 874 円に、地域別では都道府県ごとに 24～27 円引き上げられ時給 761～985 円となる(産業別最低賃金等は別途定められる)。

1. 企業の45.9%が最低賃金改定を受けて給与体系「見直し」

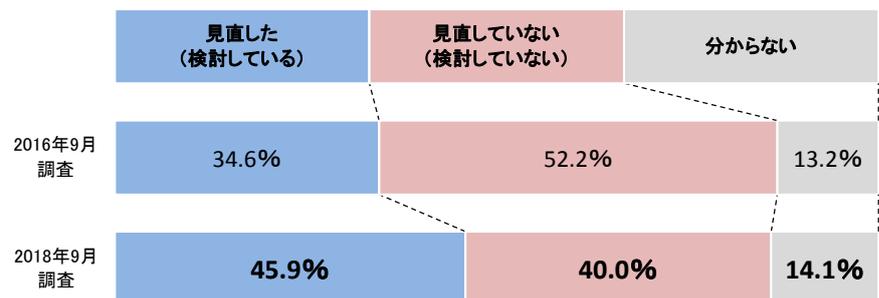
最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系に関する見直しの有無を尋ねたところ、「見直した（検討している）」企業が45.9%となり、「見直していない（検討していない）」の40.0%を5.9ポイント上回った²。企業の半数近くで最低賃金改定にともない給与体系を見直しており、最低賃金の改定が時給表示された2002年以降で最大の上げ幅となった影響が如実に表れる結果となった。前回調査（2016年9月調査）と比較すると、過半数にのぼっていた「見直していない（検討していない）」企業が大幅に減少した一方、「見直した（検討している）」が11.3ポイントも増加している。最低賃金が従来よりも給与体系を見直すきっかけとなっていることが浮き彫りとなった。

給与体系を見直した理由について、企業からは「優秀な人材を外部から入社させたいことや、既存の社員とのバランスを考慮しなければならないため」（建設、宮城）や「従業員のモチベーションアップと将来に亘る生活設計を描ける経営を実現するため」（専門商品小売、山形）といった声があがっており、最低賃金のみならず、人手不足のなかで従業員のモチベーションアップや将来の生活設計を見据えて給与体系を見直している様子が見えてくる。

一方、見直していない企業からは、「震災から赤字続きで、現状維持しかできないため」（機械・器具卸、宮城）や「採用時に能力評価の賃金で合意しており、特に変更する理由がない」（機械製造、山形）などの意見がみられた。

見直した企業を東北6県別で見ると、「岩手」（59.0%）が最も高く、次いで「青森」（58.0%）、「山形」（48.7%）と続いた。

給与体系見直しの有無



注：母数は有効回答企業612社。2016年9月調査は627社

給与体系見直しの有無（県別）

	見直した (検討している)	見直していない (検討していない)	分からない	合計
全国	44.0 (4,287)	40.0 (3,898)	16.0 (1,561)	100.0 (9,746)
東北	45.9 (281)	40.0 (245)	14.1 (86)	100.0 (612)
青森	58.0 (51)	35.2 (31)	6.8 (6)	100.0 (88)
岩手	59.0 (46)	33.3 (26)	7.7 (6)	100.0 (78)
宮城	36.3 (58)	41.9 (67)	21.9 (35)	100.0 (160)
秋田	41.5 (27)	35.4 (23)	23.1 (15)	100.0 (65)
山形	48.7 (55)	40.7 (46)	10.6 (12)	100.0 (113)
福島	40.7 (44)	48.1 (52)	11.1 (12)	100.0 (108)

注1：網掛けは、ブロック全体以上を表す

注2：全国の母数は有効回答企業9,746社。東北は612社

2 給与体系の見直しについて、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わず、回答を求めた。

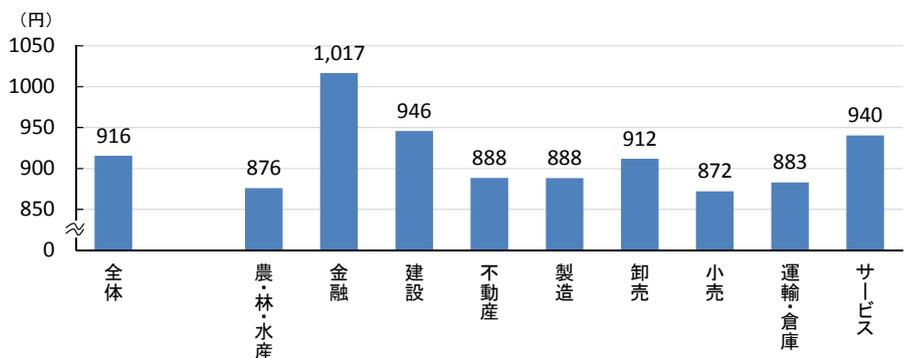
2. 従業員採用時の最低時給、『秋田』以外は900円台

改定された最低賃金時間額は、「宮城」が798円で最も高く、最も低い「青森」・「岩手」・「秋田」各762円とは36円の差があった。東北6県平均の770円と全国平均の差は104円となった。

従業員を採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、「秋田」（892円）以外はすべて平均で900円を超えており、最も高い「宮城」（926円）と「秋田」との差は34円あった³。改定された最低賃金と採用時の最低時給との差額が最大だったのは、「青森」で、+161円だった。

採用時の最低時給を業界別にみると、『金融』が約1,017円で最も高く、『建設』946円、『サービス』940円と続いた。他方、『農・林・水産』や『小売』で低かった。

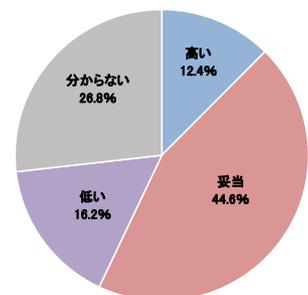
以上のように、制度として定められている最低賃金と、採用時の最も低い時給の実態との間で乖離がみられ、地域間・業界間の格差が表れる結果となった。



3. 引き上げ額、「妥当」と考える企業が44.6%で最多

今回の最低賃金の引き上げ額は、労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業が44.6%にのぼり、「低い」（16.2%）を28.4ポイント上回った。また、「高い」は12.4%にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子が見えてくる。

引き上げ額の妥当性



注：母数は有効回答企業612社

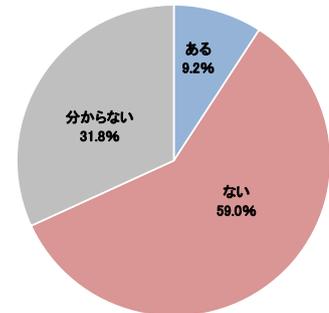
3 従業員を採用するときの最も低い時給として、次の条件で回答を求めた。(1) 正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わない、(2) 日給、週給、月給などの場合は時給に換算する。

4. 消費回復への効果、約6割の企業で懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は9.2%だった。一方、「ない」は59.0%と約6割となり、最低賃金の引き上げが、消費の回復に結び付くか懐疑的に考えている企業が多数を占める結果となった。

企業からは、「政府は最低賃金を上げれば景気回復に繋がると思い実施しているが、大企業寄りの政策では全国津々浦々まで決して行き渡らない」（サービス、岩手）や「消費については先が読めない時代であり、かつ、高齢化社会であるから貯蓄へ回す方が多く、所得が増えても消費に回らない」（建設、岩手）、「最低賃金を引き上げて、それに伴う余裕資金が消費に回るとは思わない」（鉄鋼・非鉄・鉱業、福島）など厳しい意見が聞かれた。

今後の消費回復への効果

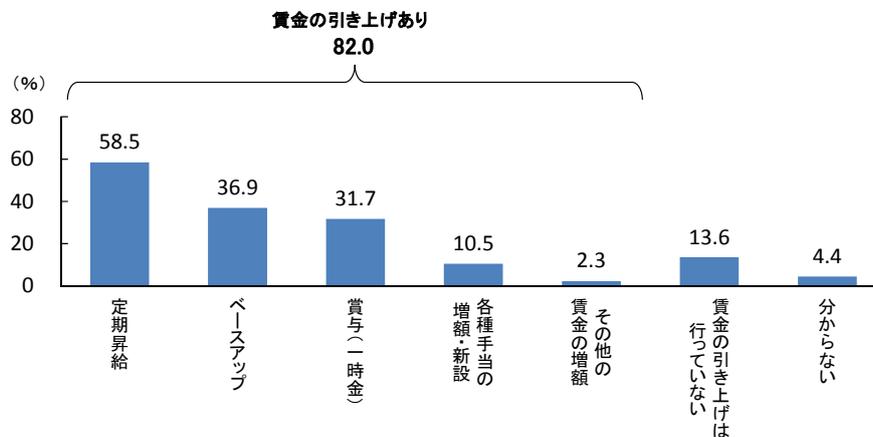


注：母数は有効回答企業612社

5. 2018年度、企業の8割超で賃上げを実施

2018年度の一人当たり賃金引き上げの実施状況について尋ねたところ、「定期昇給」で賃上げた企業が58.5%と最も高かった（複数回答、以下同）。次いで、「ベースアップ」（36.9%）、「賞与（一時金）」（31.7%）が続き、3社に1社がボーナスやベアにより賃上げを実施していた。また、「各種手当の増額・新設」が10.5%、創立記念日等の祝金や通勤定期等の現物支給などを含む「その他の賃金の増額」が2.3%となり、何らかの形で賃金の引き上げを実施した企業は82.0%にのぼった。他方、「賃金の引き上げは行っていない」（13.6%）は1割超にとどまった。

2018年度の賃上げ実施状況（複数回答）



注1:「賃金の引き上げあり」は、2018年度の賃金引き上げについて「定期昇給」「ベースアップ」「賞与(一時金)」「各種手当の増額・新設」「その他の賃金の増額」のいずれかを選択した企業

注2:母数は有効回答企業612社

まとめ

2018年度の最低賃金改定は10月1日から中旬にかけて全国で実施されたが、個人消費の伸び悩みが続くなかで、賃金の上昇は消費改善の基盤となることが期待される。

本調査によると、今回の改定を受けて4割を超える企業が給与体系の見直しを実施（検討含む）していた。この結果は、同様の調査を実施した2016年9月と比べて大幅に増加しており、最低賃金の引き上げが企業の給与体系に大きく影響したことがうかがえる。

他方、従業員を採用する際の最低時給は、青森県が最低賃金より概ね161円上回るなど、実際の採用時の賃金には依然として乖離が生じていることが明らかとなった。また、業界別では、『金融』が最も高かったほか、人手不足が顕著な『建設』や『サービス』などの時給が高くなっていた。

人件費の上昇などコスト負担の高まりに直面するなかで、企業の8割超が2018年度に賃上げを実施しており、引き上げ額を妥当と捉えている企業も多い。しかし、最低賃金改定による消費回復を懐疑的にみている企業は多く、消費活性化への効果は慎重に検証する必要があるだろう。

※ 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

【 内容に関する問い合わせ先 】

(株) 帝国データバンク 仙台支店 情報部 担当：紺野

TEL 022-224-1451 FAX 022-265-5060

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。